

○建築基準法施行令第七十六条第二項の規定に基づく現場打コンクリートの型
わく及び支柱の取りはずしに関する基準

(昭和四十六年一月二十九日)

(建設省告示第百十号)

改正 昭和五六年 六月 一日建設省告示 第一一〇二号

同 六三年 七月二六日同 第一六五五号

平成二八年 三月一七日国土交通省告示第 五〇三号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第七十六条第二項の規定に基づき、現場打コンクリートの型わく及び支柱の取りはずしに関する基準を次のように定める。

第一 せき板及び支柱の存置期間は、建築物の部分、セメントの種類及び荷重の状態並びに気温又は養生温度に応じて、次の各号に定めるところによらなければならない。ただし、特別な調査又は研究の結果に基づき、せき板及び支柱の存置期間を定めることができる場合は、当該存置期間によることができる。

一 せき板は、別表（ろ）欄に掲げる存置日数以上経過するまで又は次のイ若しくはロに掲げる方法により求めたコンクリートの強度が同表（は）欄に掲げるコンクリートの圧縮強度以上になるまで取り外さないこと。

イ 日本工業規格A一〇八（コンクリートの圧縮強度試験方法）一二〇一二によること（コンクリートの圧縮強度試験に用いる供試体が現場水中養生、現場封かん養生又はこれらに類する養生を行つたものである場合に限る。）。

ロ 次の式によつて計算すること。

$$f_{c_{te}} = \exp \left\{ s \left[1 - \left(\frac{28}{(te - 0.5)/t_0} \right)^{1/2} \right] \right\} \cdot f_{c_{28}}$$

この式において、 $f_{c_{te}}$ 、 s 、 te 、 t_0 及び $f_{c_{28}}$ はそれぞれ次の数値を表すものとする。

$f_{c_{te}}$ コンクリートの圧縮強度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）

s セメントの種類に応じて次の表に掲げる数値

セメントの種類	数値
普通ポルトランドセメント	〇・三一
早強ポルトランドセメント	〇・二一
中庸熱ポルトランドセメント	〇・六〇
低熱ポルトランドセメント	一・〇六
高炉セメントB種及び高炉セメントC種	〇・五四
フライアッシュセメントB種及びフライアッシュセメントC種	〇・五八

te 次の式によつて計算したコンクリートの有効材齢（単位 日）

$$te = \frac{1}{24} \sum \Delta t_i \cdot \exp \left[13.65 - \frac{4000}{273 + t_i / t_0} \right]$$

この式において、 Δt_i 、 T_i 及び T_0 はそれぞれ次の数値を表すものとする。

Δt_i (i-1) 回目のコンクリートの温度の測定（以下単に「測定」という。）
からi回目の測定までの期間（単位 時間）

T_i i回目の測定により得られたコンクリートの温度（単位 摂氏度）

T_0 —（単位 摂氏度）

t_0 —（単位 日）

f_{c28} 日本工業規格A五三〇八（レディーミクストコンクリート）一二〇一四に規定する呼び強度の強度値（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第三十七条第二号の国土交通大臣の認定を受けたコンクリートにあつては、設計基準強度に当該認定において指定された構造体強度補正値を加えた値）（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）

二 支柱は、別表（ろ）欄に掲げる存置日数以上経過するまで取り外さないこと。ただし、次のイ又はロに掲げる方法により求めたコンクリートの強度が、同表（は）欄に掲げるコンクリートの圧縮強度以上又は一平方ミリメートルにつき十二ニュートン（軽量骨材を使用する場合においては、九ニュートン）以上であり、かつ、施工中の荷重及び外力によつて著しい変形又は亀裂が生じないことが構造計算により確かめられた場合においては、この限りでない。

イ 前号イに掲げる方法によること（コンクリートの圧縮強度試験に用いる供試体が現場水中養生、現場封かん養生又はこれらに類する養生を行つたものである場合に限る。）。

ロ 日本工業規格A一一〇七（コンクリートからのコアの採取方法及び圧縮強度試験方法）一二〇一二の圧縮強度試験によること（コンクリートの圧縮強度試験に用いる供試体が、コンクリートから切り取つたコア供試体又はこれに類する強度に関する特性を有する供試体である場合に限る。）。

第二 支柱の盛りかえは、次の各号に定めるところによらなければならない。

一 大ばりの支柱の盛りかえは行なわないこと。

二 直上階に著しく大きい積載荷重がある場合においては、支柱（大ばりの支柱を除く。以下同じ。）の盛りかえは、行なわないこと。

三 支柱の盛りかえは、養生中のコンクリートに有害な影響をもたらすおそれのある振

動又は衝撃を与えないように行なうこと。

四 支柱の盛りかえは、逐次行なうものとし、同時に多数の支柱について行なわないこと。

五 盛りかえ後の支柱の頂部には、十分な厚さ及び大きさを有する受板、角材その他これらに類するものを配置すること。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和六三年七月二六日建設省告示第一六五五号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二八年三月一七日国土交通省告示第五〇三号）

この告示は、公布の日から施行する。

別表

(い)			(ろ)			(は)
せき 板又 は支 柱の 区分	建築 物の 部分	セメントの種類	存置日数			コンクリー トの圧縮強 度
			存置期間中の平均気温			
			摂氏十 五度以 上	摂氏十五 度未満摂 氏五度以 上	摂氏五 度未満	
せき 板	基礎、 はり 側、柱 及び 壁	早強ポルトランドセメント	二	三	五	一平方ミリ メートルに つき五ニュ ートン
		普通ポルトランドセメント、高炉セメントA種、フライアッシュセメントA種及びシリカセメントA種	三	五	八	
		高炉セメントB種、フライアッシュセメントB種及びシリカセメントB種	五	七	一〇	
		中庸熱ポルトランドセメント、低熱ポルトランドセメント、高炉セメントC種、フライアッシュセメントC種及びシリカセメントC種	六	八	一二	
	版下 及び はり 下	早強ポルトランドセメント	四	六	一〇	コンクリー トの設計基 準強度の五 〇パーセン
	普通ポルトランドセメント、高炉セメントA種、フライアッシュセメントA種及びシリカセメントA種	六	一〇	一六		

		中庸熱ポルトランドセメント、高炉セメントB種、高炉セメントC種、フライアッシュセメントB種、フライアッシュセメントC種、シリカセメントB種及びシリカセメントC種	八	一二	一八	ト
		低熱ポルトランドセメント	一〇	一五	二一	
支柱	版下	早強ポルトランドセメント	八	一二	一五	コンクリー
		普通ポルトランドセメント、高炉セメントA種、フライアッシュセメントA種及びシリカセメントA種	一七	二五	二八	トの設計基
		中庸熱ポルトランドセメント、低熱ポルトランドセメント、高炉セメントB種、高炉セメントC種、フライアッシュセメントB種、フライアッシュセメントC種、シリカセメントB種及びシリカセメントC種			二八	準強度の八 五パーセン ト
	はり 下	普通ポルトランドセメント、早強ポルトランドセメント、中庸熱ポルトランドセメント、低熱ポルトランドセメント、高炉セメント、フライアッシュセメント及びシリカセメント			二八	コンクリー トの設計基 準強度の一 〇〇パーセ ント